

毎月15日までの会費集金  
にご協力をお願いします。  
会計 山崎孝亀

# 春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

<http://kasugaiminsyo.st1.jp>

## コロナ禍による国保の減免申請は3月31日〆切です！

### 3・13重税反対統一行動

### 形態を変えて開催

#### 三役が申告書139名分をまとめて提出

3月12日(金)、重税反対統一行動が行われました。今年、コロナウイルス感染防止のため、実施形態を変更して開催しました。集会・デモ行進・集団提出は取りやめ、三役が春日井民商を代表して預かった申告書139名分をまとめて提出しました。

税務署側の受け入れ態勢は例年通りで、4か所の受付が駐車場奥に設けられていました。最初に年金者組合による請願が行われ、次に小牧・尾北・春日井の各民商から役員など約30名が参加しました。



申告書類をまとめて  
提出する森山会長

春日井市国保の加入者で、2020年の売上が2019年に比べて3割以上減った人は、国保税の減免が受けられる可能性があります。  
なお、この場合の売上には、持続化給付金・市や県の協力金等は含まれません。  
遡って減免対象となります  
減免対象となるのは、昨年2月1日から今年3月31日までに納期の到来する分で、すでに納付の済んだものも遡って対象となります。  
**前年所得ゼロの人は対象外**  
一方で前年所得がゼロやマイナスの人は、国保減免の対象外となります。

この問題について、昨年11月の春日井市交渉等で「制度上矛盾しているのではないかと質問していますが、満足いく回答は得られませんでした。  
国保減免の〆切は3月31日(水)です。まもなく〆切ですので、早めに申請してください。不明な点があれば春日井民商までお問合せください。  
**2021年度の減免はどうなる？**  
現時点では未確定ですが、2021年度も国保のコロナ減免を継続して行う方向になっているようです。詳細は決まり次第お知らせします。

## 愛知県感染防止対策協力金(2/8~3/21実施分)

### 申請は3月22日(月)~4月23日(金)です(当日消印有効)

緊急事態宣言は2月28日で解除されましたが、県内では引き続き「厳重警戒措置」がとられています。この「厳重警戒措置」が1週間延長されたことに伴い、3回目の協力金の対象期間も3月21日(日)までに延長されました。これにより、申請受付開始も1週間延びて3月22日(月)からとなります。2月8日から3月21日まで、県の要請通りに時短営業した場合の支給額は、2月8日~28日が6万円×21日=126万円、3月1日~21日が4万円×21日=84万円の合計210万円になります。

#### 不備で戻ってくる事例も発生しています

1回目、2回目の申請では不備があり書類が返戻される事例も発生しています。ご不明な点はお尋ねください。

## 申告書の提出期限は、所得税・消費税ともに4月15日(木)です！

新型コロナウイルス対応で、所得税・消費税の申告期限がそれぞれ4月15日(木)までに延長されています。春日井民商の申告相談等は3月15日(月)で打ち切りでしたが、まだ申告書の完成していない方は、急ぎ完成させましょう。

申告でわからない点があればお問合せ頂いてもかまいませんが、予約なしの来所はご遠慮ください。

なお、振替納税の方の振替日は、所得税が5月31日(月)、消費税が5月24日(月)に延長されました。